

草津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和6年6月14日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 中嶋 昭 雄

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	草津中央おひさまこども園 老上こども園 第三保育所 矢倉こども園
教育委員会	山田小学校 渋川小学校 老上小学校 笠縫小学校 草津第二小学校 松原中学校 玉川中学校

(2) 監査の時期 令和6年5月22日

(3) 監査の主眼

教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務が執行されているかを中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については、口頭により改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：草津中央おひさまこども園

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：老上こども園

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：第三保育所

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：矢倉こども園

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：山田小学校

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：渋川小学校

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：老上小学校

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：笠縫小学校

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：草津第二小学校

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：松原中学校

意見・指摘事項
特になし

●監査対象：玉川中学校

指摘事項
① 消防設備点検の結果、不良箇所があるにもかかわらず改善されていなかった ので、消防設備の不良箇所について、早急に改善に取り組まれない。